



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)
号外第51号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(8) (給与課).....	1
------	--	---

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分

が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
組	織	職	区 分	組	織	職	区 分
		略				略	
		防 災 監 次 長				防 災 監 次長（国民文化祭推進局の次長 を除く。）	
		副 出 納 長 局 長				副 出 納 長 局 長	
		県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 工事検査室の室長（人事委員会 が承認したものに限る。）	2 種			県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 工事検査室の室長（人事委員会 が承認したものに限る。）	2 種
		参 事 監 行 政 監 察 監				参 事 監 行 政 監 察 監	
		課 長 県 民 室 の 室 長 工 事 検 査 室 の 室 長 協 働 推 進 室 の 室 長 国 内 交 流 推 進 室 の 室 長	3 種			課 長 県 民 室 の 室 長 工 事 検 査 室 の 室 長 国 内 交 流 推 進 室 の 室 長 国 民 文 化 祭 推 進 局 の 次 長	3 種
		営 繕 室 の 室 長 福 利 厚 生 室 の 室 長 分 権 推 進 室 の 室 長 過 疎 ・ 中 山 間 地 域 振 興 室 の 室 長				福 利 厚 生 室 の 室 長 分 権 推 進 室 の 室 長 過 疎 ・ 中 山 間 地 域 振 興 室 の 室 長	

知事の事務部局	本 庁	企画戦略室の室長 介護保険室の室長 自然エネルギー推進室の室長 下水道室の室長 企画推進室の室長 産学官連携推進室の室長 企業立地推進室の室長	4 種
		雇用政策室の室長 普及技術指導室の室長 地産地消推進室の室長 農村整備企画室の室長 林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 企画調整室の室長 土木防災室の室長 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 漁港室の室長	
		指導検査室の室長 秘書(人事委員会が承認したものに限る。) 検査専門員	
	略		
	皆成学園	略	

知事の事務部局	本 庁	企画戦略室の室長 介護保険室の室長 下水道室の室長 企画推進室の室長 産学官連携推進室の室長 企業立地推進室の室長 自然エネルギー開発推進室の室長 雇用政策室の室長 普及技術指導室の室長 地産地消推進室の室長 農村整備企画室の室長 林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 企画調整室の室長 土木防災室の室長 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 漁港室の室長 営繕企画室の室長 指導検査室の室長	4 種	
		検査専門員		5 種
	略			
	皆成学園	略		

	園	長	3	種
積善学園	園	長	3	種
皆生小児療育センター	略			
	総看護師長		5	種
鳥取療育園 中部療育園	園長(人事委員会が承認したものに限る。)		2	種
	園	長	3	種
略				
	センター長(人事委員会が承認したものに限る。)		2	種
産業技術センター	センター	長		
	次	長		
	部	長	3	種
	所	長		
略				
	略			
家畜保健衛生所	室長(人事委員会が承認したものに限る。)		4	種
略				
	略			
水産試験場	場	長	3	種
栽培漁業センター	所	長	3	種
略				
	事務局	長	1	種

地方
機関

地方
機関

	園	長	3	種
皆生小児療育センター	略			
	総看護師長		5	種
鳥取療育園 中部療育園	園長(人事委員会が承認したものに限る。)		2	種
	園	長	3	種
略				
	センター長(人事委員会が承認したものに限る。)		2	種
産業技術センター	センター	長		
	次	長		
	部	長	3	種
	所	長		
略				
	略			
家畜保健衛生所	室長(人事委員会が承認したものに限る。)		4	種
略				
	略			
水産試験場	場	長	3	種
栽培漁業センター	所	長	3	種
略				
	事務局	長	1	種

事務局長(人事委員会が承認したものに限る。)

議 会 事 務 局		事 務 局 長	2 種	
		次 長		
		略		
		略		
教育委員 会事務局	本 庁	指 導 主 査	5 種	
		社 会 教 育 主 査		
		義 務 教 育 主 査		
		高 校 教 育 主 査		
		文 化 財 主 査		
		指 導 主 査 (人事委員会が承認したものに限る。)	5 種	
		社 会 教 育 主 査 (人事委員会が承認したものに限る。)		
		義 務 教 育 主 査 (人事委員会が承認したものに限る。)		
		高 校 教 育 主 査 (人事委員会が承認したものに限る。)		
		文 化 財 主 査 (人事委員会が承認したものに限る。)		
		指 導 主 査	6 種	
		社 会 教 育 主 査		
		義 務 教 育 主 査		
		高 校 教 育 主 査		
		文 化 財 主 査		
		略		
教育委員 会事務局 及び教育 機関	博 物 館	略	3 種	
		副 館 長		
			次 長	3 種
			課 長	
		略		
			4 種 (人	

議 会 事 務 局		次 長	2 種	
		略		
		略		
教育委員 会事務局	本 庁	指 導 主 査	5 種	
		社 会 教 育 主 査		
		義 務 教 育 主 査		
		高 校 教 育 主 査		
		文 化 財 主 査		
		略		
教育委員 会事務局 及び教育 機関	博 物 館	略	3 種	
		副 館 長		
			略	4 種 (人

教育 機関	高 等 学 校		事委員会 が別に承 認した場 合にあっ ては3種)
		略	
		事務長(鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、鳥取工業高等学校、鳥取湖陵高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境水産高等学校の事務長に限る。)	3 種
		略	
		教 頭 部 主 事 である 教 諭	6 種
盲 学 校 聾 学 校 養 護 学 校	略		
		教 頭 部 主 事 である 教 諭	6 種
幼 稚 園	略	園 長	5 種
		教 頭	6 種
略			

教育 機関	高 等 学 校		事委員会 が別に承 認した場 合にあっ ては3種)
		略	
		事務長(鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、鳥取工業高等学校、鳥取湖陵高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境水産高等学校の事務長に限る。)	3 種
		略	
		教 頭 部 主 事 である 教 諭	6 種
盲 学 校 聾 学 校 養 護 学 校	略		
		教 頭 部 主 事 である 教 諭	6 種
略			

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。